

## 社会福祉法人竹恵会における 令和5年度介護職員等特定処遇改善加算 にかかる「見える化要件」公表について

---

### ◆介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組を一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。  
当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### ◆介護職員等特定処遇改善加算の要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について、「入職促進に向けた取り組み」、「資質の向上」「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6区分についてそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。

### ◆見える化要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、事業者のホームページを活用するなど、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

### ◆職場環境要件の公表について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記のとおり、公表致します。

#### 【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容】

- 入職促進に向けた取り組み
  - 法人や事業所の経営理念やケア方針等、その実現のための施策・取り組みなどの明確化
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
  - 働きながら介護福祉士の取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する痰吸引や認知症ケアに関する研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネ

- ジメント研修の受講支援
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- 両立支援・多様な働き方の推進
  - 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員の導入、職員の希望の即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
  - 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- 腰痛を含む心身の健康管理
  - 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- 生産性向上のための業務改善の取組
  - タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットセンサー等の導入による業務量の縮減
- やりがい・働きがいの醸成
  - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

◆当法人の介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

事業所名	サービス名	加算の取得状況
特別養護老人ホームけんちの里	介護老人福祉施設	加算 I
短期入所生活介護事業けんちの里	(介護予防)短期入所生活介護	加算 I
老人デイサービスセンター パレ・フローラ	通所介護 通所型サービス(総合事業)	加算 I 加算 I
老人デイサービスセンター パレ・フローラ ひだまり	(介護予防)認知症対応型通所介護	加算 I
パレ・フローラ指定訪問介護事業所	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I 加算 I
老人デイサービスセンター ガーデン・ほんむら	通所介護 通所型サービス(総合事業)	加算 I 加算 I